TOSHIBA

東芝 電池事業部
グリーン調達ガイドライン
（3.1a 版）

目次

1. はじめに 3

※ **本ガイドラインの表記について** 4

2. 東芝グループ「環境未来ビジョン 2050」 4

3. グリーン調達の目的 6

4. グリーン調達の適用範囲 6

5. 調達取引先様へのお願い事項 6

5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進 6

（1） 環境マネジメントシステムの構築 6

（2） 環境基本方針の策定 6

（3） 環境負荷低減活動の推進 6

（4） 東芝グループへの納入品における化学物質管理の推進 7

（5） その他マネジメント項目 9

5.2 納入品の環境品質確保のための契約の締結 9

5.3 各種調査への協力 9

（1） 調達取引先様の環境経営に関する評価 9

（2） 納入品の含有化学物質（群）に関する調査 9

（3） その他、上記「5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」の確実化のために必要な調査 10

（4） 環境関連物質使用状況調査へのご回答の取扱い 10

5.4 本書の取扱い上の注意 10

≪別表 1≫　東芝グループ環境関連物質リスト　ランク A：禁止物質（群） 11

≪別表2≫　東芝グループ環境関連物質リスト　ランクB：管理物質（群） 16

※付属書資料 一覧 18

1. はじめに

東芝グループは、「人と、地球の、明日のために。」を経営理念の主文に掲げ、事業を通じて社会の発展に貢献していくという変わらぬ信念を示しています。創業時から培ってきた発想力と技術力を結集し、複雑化・深刻化する社会課題の解決に立ち向かい、新しい未来を始動させることが、私たちの存在意義です。

この理念のもと、当社グループ独自の信頼性の高い製品とサービスで環境をはじめとする社会課題の解決をめざし、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、さらなる企業価値の向上を図っていかなければなりません。これらの達成には、長期的な視点で世界の潮流に対応していくことが重要と考えています。

そこで東芝グループでは、カーボンニュートラルや循環経済への対応等グローバルな視野に立った新たな長期ビジョンとして、「環境未来ビジョン2050」を策定しました。本ビジョンは「豊かな価値の創造と地球との共生をめざした環境経営を通じて持続可能な社会の実現に貢献する」ことを目的としています。具体的には、「気候変動への対応」「循環経済への対応」「生態系への配慮」の3分野への取組を推進し、持続可能な社会、すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現をめざします。特に「気候変動への対応」については、当社グループ環境経営における最重要課題と捉え、2050年度までにバリューチェーン全体でカーボンニュートラルを実現することをめざします。本ビジョンは「東芝グループ環境基本方針」にも則しており、当社グループが描く、2050年の「あるべき姿」となります。

「環境未来ビジョン2050」を実現するためには製品のサプライチェーン全体にわたる環境配慮が不可欠であり、積極的に環境経営を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料・サービス等を調達するグリーン調達は、東芝グループにとって優先度の高い取組となります。本ガイドラインでは、グリーン調達に関する東芝グループの考え及び具体的なお願い事項について示させていただいています。調達取引先の皆様には、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本ガイドラインは、「東芝グループ版グリーン調達ガイドライン」 5 項「調達取引先様へのお願い事項」に記載の事業部が発行するグリーン調達ガイドラインとなります。よって、本ガイドの記載内容が優先となります。

※参照ガイドライン	東芝版グリーン調達ガイドライン : **9.1 版**

をベースに、電池事業部版として作成しております。電池事業部との取引先様は本内容をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。

株式会社東芝
プロセス改革統括部 電池システム調達担当
電池生産統括部 電池生産企画部 環境担当

※ 本ガイドラインの表記について

本ガイドラインにおいて「東芝版グリーン調達ガイドライン」から追記されている箇所は以下のような表記としております。

表記方法		説明
(例) グリーン調達ガイドライン	点線囲み	「東芝版グリーン調達ガイドライン」からの追記箇所
(例) グリーン調達ガイドライン	斜体表記	

2. 東芝グループ「環境未来ビジョン 2050」

東芝グループの長期環境ビジョン「環境未来ビジョン2050」は、「豊かな価値の創造と地球との共生をめざした環境経営を通じて持続可能な社会の実現に貢献する」ことを目的とし、持続可能な社会、すなわち脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現をめざします。具体的には、事業活動及び製品・サービスにおける、気候変動や資源問題への対応、水資源や化学物質の管理、事業所内外における生物多様性保全活動を活動項目として設定しています。気候変動への対応については、2050年度までにグループのバリューチェーン全体でカーボンニュートラルをめざすとともに、その通過点として、2030年度までに温室効果ガス排出量を70%削減（2019年度比）することを目標としています。

本ビジョンの実現に向けては、行動計画「環境アクションプラン」を策定し、数年ごとに計画の見直しを行いながら、設定項目の活動推進及び進捗管理を行っています。

■東芝グループ環境未来ビジョン2050

東芝グループ環境未来ビジョン2050

https://www.global.toshiba/jp/sustainability/corporate/environment/management/vision.html#vision

■カーボンニュートラルに向けた温室効果ガス排出削減目標の内訳

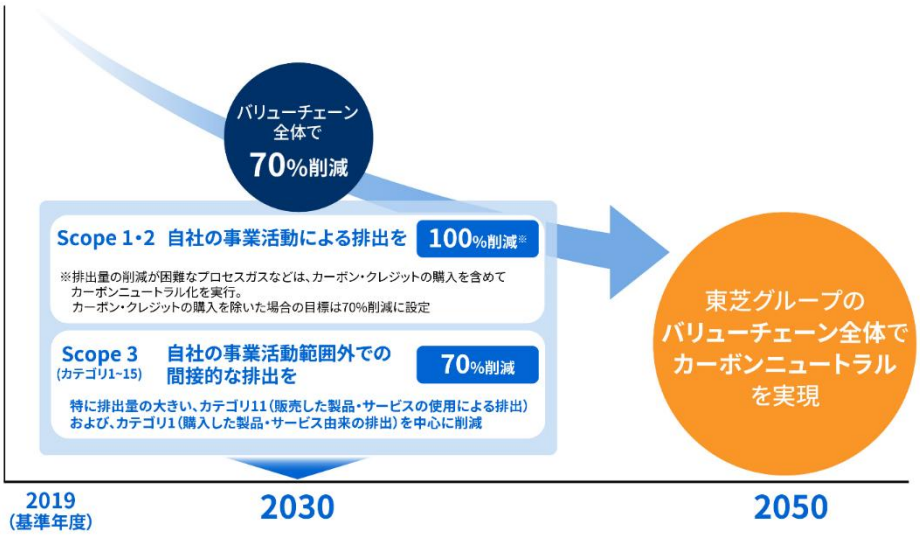

■東芝グループ環境アクションプラン

https://www.global.toshiba/jp/sustainability/corporate/environment/management/8th-plan.html

■電池事業部の環境未来ビジョン2050

- *当事業部の Web サイト(下記 URL)でご確認いただけます。*
- *https://www.global.toshiba/jp/products-solutions/battery/scib/env.html*

3. グリーン調達の目的

東芝グループでは、調達取引先様との協働により、積極的に環境経営を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料・サービス等をご提供いただく取り組みを進めています。それにより、ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスの創出を行い、「環境未来ビジョン2050」が描く、脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会を柱とする持続可能な社会の構築に貢献します。

4. グリーン調達の適用範囲

本ガイドラインで示す内容は、東芝グループに納入いただく全ての製品、部品、材料等（以下、納入品）及びご提供いただくサービスに適用します。

5. 調達取引先様へのお願い事項

本項目では調達取引先様への具体的なお願い事項を記しています。東芝グループが定めるグリーン調達基準に則した活動を行っていただくとともに、納入品の環境品質確保のための契約の締結や、各種調査にご協力賜りますよう、よろしくお願いします。また、皆様の調達取引先様についても、本ガイドラインをご理解いただき、活動を推進していただくよう、要請をお願いします。

5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進

「環境未来ビジョン2050」と連動する形で定めた以下の調達基準に則した環境経営を、より積極的に推進していただいている調達取引先様から優先してお取り引きを進めさせていただきます(注1)。

（1） 環境マネジメントシステムの構築

ISO14001:2015やそれに準ずる環境マネジメントシステムを構築し、第三者認証等を通して当該規格への適合を実証できる、またはその準備を行っている。

（2） 環境基本方針の策定

環境に関する具体的な考え方を示した自社の環境基本方針を定め、社内で共有している。

（3） 環境負荷低減活動の推進

「環境未来ビジョン2050」の施策である「気候変動への対応」「循環経済への対応」「生態系への配慮」に関連する以下の環境負荷低減活動を行っている。

①気候変動への対応

①-1-1 自社の事業活動による温室効果ガス排出（「Scope1」（注2）及び「Scope2」（注3））の削減目標を設定し、実績管理を行っている。

①-1-2（目標を設定している場合）その目標は、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ

て1.5℃に抑える水準と整合した目標」である（削減目安：毎年4.2%以上の削減）（注4）。
（目標を設定していない場合）2年以内に削減目標の設定ならびに実績管理を行う見込みがある。

①-2-1 自社の活動に関連する他社の温室効果ガス排出（「Scope3」（注5））の削減目標を設定し、実績管理を行っている。

①-2-2 （目標を設定している場合）設定した目標は、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下回る水準と整合した目標」である（削減目安：年2.5%以上の削減）（注6）。
（目標設定していない場合）2年以内に削減目標の設定ならびに実績管理を行う見込みがある。

①-3 温室効果ガス排出量の実績について、①-1-1、①-2-1の両方、またはいずれかについて社外向けに情報開示をしている（注7）。

①-4 自社または自社バリューチェーンにおけるカーボンニュートラルをめざすことを宣言している。

①-5 自社の一次取引先様に温室効果ガス排出量の削減を要請している。

②循環経済への対応

②-1 自社事業活動における廃棄物の削減に向けて、活動目標（定量または定性）を設定し、実績管理を行っている。

②-2 自社が製造または提供する製品・サービス及び梱包・包装材における資源循環及び削減に向けて活動目標（定量または定性）を設定し、実績管理を行っている（注8）。

③生態系への配慮

③-1 自社事業活動おける化学物質管理に関して活動目標（定量または定性）を設定し、実績管理を行っている（注9）。

③-2 自社が製造または提供する製品・サービスにおける化学物質管理に関して活動目標（定量または定性）を設定し、実績管理を行っている（注10）。

③-3 自社事業活動における水資源や水質等の適正管理に関して基準値や活動目標（定量または定性）を設定し、実績管理を行っている（注11）。

③-4 自社生物多様性保全活動について活動目標（定量または定性）を設定し、実績管理を行っている（注12）。

（4） 東芝グループへの納入品における化学物質管理の推進

環境負荷の小さい製品・部品・材料等の納入を推進するために以下の活動を行っている。

①納入品の含有化学物質についての管理体制の構築

*JAMP (*1) が提供する【製品含有化学物質管理ガイドライン】をご参照願います。*

自社の化学物質管理規程等に対する不適合等が発生した際の対応手順が定めてあり、それを組織内の関係者に周知、徹底させており、原因究明と再発防止の策も併せて徹底している。

②納入品の含有化学物質管理

取引先様における環境配慮は、資材取引基本契約書の中でお願いしています。

納入品の含有化学物質を管理する目的で東芝グループが定める「ランクA(禁止物質(群))」及び「ランクB(管理物質(群))」の2つのカテゴリー（以下表）を認識の上、各々に属する化学物質を指定する「東芝グループ環境関連物質リスト」（別表1及び2）に即して管理を行っている。

区分	判断基準	該当物質（群）
ランクA（禁止物質（群））	東芝グループにおいて、調達品（包装材含む）への含有を禁止する物質(群)。国内外の法規制で製品（包装材含む）への使用が禁止または制限されている物質（群）	別表1
ランクB（管理物質（群））	使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質（群）、またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質（群）	別表2

■化学物質管理上の2つのカテゴリー

*調達品の含有化学物質の管理は、JAMP(*1)における合意事項を重視し、JAMPが発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」に即した管理を実施します。*

**1：JAMP(Joint Article Management Promotion-consortium)は、アーティクルマネジメント推進協議会の略称であり、サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の円滑な開示・伝達のための仕組み作りを推進する非営利団体で、2006年9月に発足しました。活動の詳細は次のURLをご参照ください。*

URL：https://chemsherpa.net/

*車載製品に搭載される部品は、顧客固有の化学物質制限リストに含まれていないことを確認すること。その結果を IMDS (*2) システムに登録（自動車メーカーが IMDS に参加している場合は必ず登録）すること。当社セル開発部より発行している購入仕様書に関する納入品については、原則として IMDS での回答をお願いします。*

**2: IMDS(International Material Data System)は、自動車産業界向けのマテリアルデータシステムです。その導入目的は、欧州 ELV 指令（自動車の有害物質の原則使用禁止、リサイクル指令等）に基づいた環境*

規制の強化であり、1998 年に EDS(Electronic Data Systems Corporation)と欧米 OEM8 社(Audi, BMW, Daimler Chrysler, Ford, Opel, Porsche, VW, Volvo)によって構築され、Fiat は 2001 年から、トヨタ・三菱自動車・マツダは 2002 年から、日産・富士重工・いすゞ・スズキは 2003 年から参加しています。http://www.mdsystem.com で登録できます。詳細については、IMDS サービスセンター(https://public.mdsystem.com/ja/web/imds-public-pages/imds-service-centers)からお問い合わせください。

(5) その他マネジメント項目

環境リスクへの対応や環境意識の向上に向けて以下の活動を行っている。

① 環境リスクに対する管理体制を構築し、予防措置及び是正措置の手順を整えている(注13)。

② 環境関連教育を従業員向けに行っている(注14)。

③ 貴社を通じて東芝グループに納入頂いている製品のメーカーに対して「東芝グループグリーン調達ガイドライン」を周知し、ガイドラインに記載されている調達取引先様へのお願い事項を要求している。または調達取引先様向け環境経営評価の評価表をメーカーに配布している(商社様向け)。

5.2 納入品の環境品質確保のための契約の締結

納入品の環境品質確保のため、調達取引の際に「品質保証協定書」の締結をお願いしています。

また、必要に応じて「特定有害物質の使用制限に関する合意書」等の提出をお願いする場合があります。

5.3 各種調査への協力

上記「5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」に関する調達取引先様の取組状況を確認させていただくために、以下を始めとする各種調査にご協力いただきます。

(1) 調達取引先様の環境経営に関する評価

環境経営活動に積極的に取り組んでいる調達取引先様とのパートナーシップを強化するため、調達取引先様の環境経営に対する活動状況を定期的に評価させていただきます。回答結果によりランク判定を実施した上で、高評価の調達取引様からの調達を優先させていただきます。評価結果が低い場合は、東芝グループにて改善活動を計画し、改善要請及び指導支援を実施する場合があります。また、改善要請及び指導支援をしたにもかかわらず改善計画通りに改善されない場合は、取引を停止させていただく場合があります。調達取引先様におかれましては、本評価における未対応項目について積極的に推進いただくことをご検討いただけますよう、ご協力をお願い申し上げます。

(2) 納入品の含有化学物質(群)に関する調査

各国・各地域の物質規制にかかわる法令やお取引先様からの要求仕様等について大きく変化して来ております。自動車業界の管理物質リスト(GADSL)及びお客様である各自動車各社の規定する物質リストの管理の厳格化が求められています。

そこで調達取引先様からの新規調達品の設定及び既存調達品の代替要否等の判断にあたり、化学物質

(群)の含有状況を調査します。*18ページの「様式-1　環境関連物質含有情報調査報告書」をご使用ください。*お願いする調査内容は、主に以下の項目です。

・「環境関連物質使用／不使用宣言書」による禁止物質の不含有確認

・EU REACH 規則の認可対象候補となる高懸念物質(SVHC:注15)の含有有無及び含有量調査(chemSHERPA® (注16)、他)

・分析評価結果の調査

・弊社に直接的に納品する製品のSDS (Safety Data Sheet) を提出。

(3) その他、上記「5.1 東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」の確実化のために必要な調査

(4) 環境関連物質使用状況調査へのご回答の取扱い

(注) ご提出いただいた資料及び資料に記載された情報については、当該調達品に関係する当社グループ 企業に開示する場合や、当社の顧客要求等に基づき当社顧客に開示する場合があります。

補足: JAMP【製品含有化学物質管理ガイドライン】は、サプライチェーン全体で製品含有化学物質情報の授受が適切かつ確実に行われるように組織における製品含有化学物質管理のポイントをまとめたものです。(扱う製品や工程、業態などにより、最適な管理の方法は異なりますので、リスクに応じた適切な管理方法を自ら検討/実践/継続的に維持・改善することが必要です。)

5.4 本書の取扱い上の注意

本紙 (グリーン調達運用ガイドライン) では、リストなどの中にいくつかの材料について法令の引用と規制限度について言及していますが、これらの引用及び規制限度を法令遵守目的で利用しないでください。また、材料及び化学物質に関する望ましい使用方法ならびに法的規制・禁止の例も提示していますが、それらの例は参照のためだけのものであり、すべての使用方法・規制・禁止を包括的に言及しているわけではありません。個別の遵守については法令に従ってください。

このガイドラインに記載された目的に合致しないガイドラインの利用については、責任を持つもしくは保証するものではありません。

このガイドラインに材料及び化学物質が列挙されていても、その列挙によってそれらの環境または健康への影響に関する判断を暗示または表示をしているわけではありません。

注1: 調達取引先様の業態や、納入品の種類、必要性等に応じて、基準項目が異なる場合があります。また、基準項目は今後改訂する場合があります。

注2:事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html

注3:他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html

注4：本基準はSBTイニシアティブによって設定されているSBT認定基準に対応。
SBT（Science Based Targets）とは、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求するために、企業が中長期的に設定する科学的根拠に基づいた温室効果ガス削減目標。現在企業には、バリューチェーン全体における温室効果ガス排出量削減に向けて、調達取引先様との協働に基づいたSBTを設定することが求められている。

注5：Scope2以外の間接排出
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html

注6：注4に同じ

注7：最新のCDP質問書に回答しているか、CDPでの回答以外で温室効果ガス排出量実績の開示を行っている。
CDPとは企業や自治体の環境関連の取り組みに関する調査・評価を年1回実施している国際的な非営利団体（本部：英国）。評価結果は機関投資家、評価機関、顧客等に公表される。

注8：自社が製造または提供する製品及び包装・梱包材における省資源化量やプラスチック資源循環量、循環経済型ビジネスの推進等

注9：自社事業活動における化学物質の排出量や管理方法等

注10：自社が製造または提供する製品に含まれる特定化学物質の量や管理方法等

注11：水リスク評価や、水の使用量や、排水の再生使用量、雨水の利用量の管理、水質の管理等

注12：事業所内におけるビオトープの構築、緑地管理、希少種の保護や事業所外における森林・河川・海洋保全等

注13：気候変動のような世界規模の課題から自社周辺の大気汚染、水質汚濁、騒音・振動発生まで、さまざまな環境リスクに関する全社方針・規程の立案・策定及び、その方針や規程に沿った遵法管理の設定

注14：環境経営の重要性や環境コンプライアンスに対する意識向上に向けた教育の推進

注15：高懸念物質(SVHC: Substance of very high concern)。EU REACH 規則第57 条の基準に該当し、かつ第59条の手続きにより、認可対象候補物質として選定された物質

注16：サプライチェーン全体で利用可能な、製品含有化学物質情報を伝達するためのスキーム

≪別表 1≫　東芝グループ環境関連物質リスト　ランク A：禁止物質（群）

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A01	アスベスト類	意図的添加の禁止	EU REACH 規則　付属書 XVII 労働安全衛生法（製造禁止）
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料（特定アミンを形成するものに限る）	特定アミンとして 0.003 重量%（30ppm）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A03	カドミウム及びその化合物	0.01 重量%（100ppm）（注 1、2）	EU RoHS 指令

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
			EU REACH 規則　付属書 XVII EU 包装材指令
A04	六価クロム化合物	0.1 重量%（1000ppm） （注 1、2）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII EU 包装材指令
A05	鉛及びその化合物	0.1 重量%（1000ppm） （注 1、2）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII EU 包装材指令
A06	水銀及びその化合物	0.1 重量%（1000ppm） （注 1、2）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII EU 包装材指令
A07	オゾン層破壊物質（例：CFC 類、HCFC 類、HBFC 類、四塩化炭素等）	意図的添加の禁止	モントリオール議定書 オゾン層保護法
A08	ポリ臭化ビフェニル類(略称:PBB 類)	0.1 重量%（1000ppm） （注 1）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(略称:PBDE 類)	意図的添加の禁止（臭素数 4～7, 10 に限る）または 0.1 重量%（1000ppm）（注 1）	化審法　第一種特定化学物質 米国 TSCA PBT 規則（注 7） EU RoHS 指令
A10	ポリ塩化ビフェニル類(略称:PCB 類)	意図的添加の禁止	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A11	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 1 以上のものに限る）（注 3）	意図的添加の禁止	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A12	放射性物質	意図的添加の禁止	放射性同位元素等規制法 原子炉規制法
A13	一部（炭素鎖長 10～13）の短鎖型塩化パラフィン	意図的添加の禁止または 0.1 重量%（1000ppm）	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A14	トリブチルスズ（略称：TBT）、トリフェニルスズ（略称：TPT）	スズとして 0.1 重量%（1000ppm）（注 4）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A15	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド（略称：TBTO）	意図的添加の禁止または 0.1 重量%（1000ppm）（注 4）	化審法　第一種特定化学物質 EU REACH 規則　付属書 XVII
A16	欠番		

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A17	欠番		
A18	欠番		
A19	欠番		
A20	欠番		
A21	欠番		
A22	欠番		
A23	欠番		
A24	欠番		
A25	欠番		
A26	欠番		
A27	欠番		
A28	欠番		
A29	欠番		
A30	欠番		
A31	欠番		
A32	欠番		
A33	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール（UV-320）	意図的添加の禁止	化審法　第一種特定化学物質
A34	欠番		
A35	欠番		
A36	欠番		
A37	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名：PFOS）又はその塩	意図的添加の禁止または 0.1 重量%（1000ppm）（表面処理の場合 1μg/m2）	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A38	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）=フルオリド（別名：PFOSF）	意図的添加の禁止または 0.1 重量%（1000ppm）（表面処理の場合 1μg/m2）	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A39	ポリ塩化ターフェニル（略称：PCT 類）	0.005 重量%（50ppm）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A40	三置換有機スズ化合物（A14,A15 を除く）	スズとして 0.1 重量%（1000ppm）（注 4）	EU REACH 規則　付属書 XVII

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A41	フマル酸ジメチル（略称：DMF）	0.00001 重量%（0.1ppm）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A42	欠番		
A43	欠番		
A44	欠番		
A45	欠番		
A46	欠番		
A47	ジオクチルスズ化合物(略称:DOT)	スズとして 0.1 重量%（1000ppm）（注 4, 5）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A48	ジブチルスズ化合物(略称:DBT)	スズとして 0.1 重量%（1000ppm）（注 4, 5）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A49	欠番		
A50	ヘキサブロモシクロドデカン（略称：HBCD）	意図的添加の禁止または 0.01 重量%（100ppm）	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A51	一部の多環芳香族炭化水素(PAHs)	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%（1ppm）（注 5）	EU REACH 規則　付属書 XVII
A52	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)（略称：DEHP）	0.1 重量%（1000ppm）（注 6）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII
A53	フタル酸ジブチル（略称：DBP）	0.1 重量%（1000ppm）（注 6）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII
A54	フタル酸ブチルベンジル（略称：BBP）	0.1 重量%（1000ppm）（注 6）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII
A55	フタル酸ジイソブチル（略称：DIBP）	0.1 重量%（1000ppm）（注 6）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則　付属書 XVII
A56	リン酸トリアリールイソプロピル化物(略称:PIP(3:1))	意図的添加の禁止	米国 TSCA PBT 規則（注 7）
A57	ペルフルオロオクタン酸(別名:PFOA)とその塩、及び関連物質	1.　PFOA とその塩 意図的添加の禁止または PFOA とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量%（25ppb） 2.　PFOA 関連物質	化審法　第一種特定化学物質 EU POPs 規則

番号	物質（群）名	東芝グループへの納入品において禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
		PFOA 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量％（1ppm）	
A58	ペルフルオロカルボン酸（略称：PFCAs）（炭素数 9～14 に限る）とその塩、及び関連物質	1. PFCAs(C9-C14)とその塩 PFCAs(C9-C14)とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量％（25ppb） 2. PFCAs(C9-C14)関連物質 PFCAs(C9-C14)関連物質の合計で成形品や混合物中の 0.000026 重量％（260ppb）	EU REACH 規則 付属書 XVII
A59	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（略称：PFHxS）とその塩、及び PFHxS 関連物質	1. PFHxS とその塩 意図的添加の禁止または PFHxS とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量％（25ppb） 2. PFHxS 関連物質 PFHxS 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量％（1ppm）	化審法 第一種特定化学物質（注 8） EU POPs 規則
A60	デクロランプラス	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A61	UV-328	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

（注 1）算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。 例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。ただし、EU RoHS 指令の適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。

（注 2）包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに 4 物質（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物）の総量として重量比で 0.01 重量％（100ppm）を含有濃度の閾値とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。

（注 3）塩素数 1 は EU POPs 規則の対象となる EU 仕向のみを対象とします。他地域向けについては、塩素数≧2 を対象とします。

（注 4）算出する場合の分子は金属スズ（Sn）としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位（DBT のみ混合物も含む）とします。殺生物剤、工業排水処理用途では意図的添加を禁止とします。

（注 5）EU REACH 規則付属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

（注 6）EU RoHS 指令規制対象となる場合、個々の物質毎に各均質材料を分母として 0.1 重量%以上の含有を禁止とします。EU REACH 規則対象となる場合、フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の 0.1 重量%以上の含有を禁止します。ただし、EU RoHS 指令、REACH 規則で規制されていない、あるいは、適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。

（注 7）米国有害物質規制法（The Toxic Substances Control Act, TSCA）第 6 条（h）項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性（PBT）を有する 5 種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については制限の対象外とします。また、PIP(3:1)の内、段階的禁止用途及び適用除外用途は対象から除きます。

（注 8）化審法においては PFHxS 関連物質は指定対象外です。

≪別表２≫　東芝グループ環境関連物質リスト　ランクB：管理物質（群）

番号	物質（群）名
B01	欠番
B02	欠番
B03	欠番
B04	臭素系難燃剤（PBB 類（A08）及び PBDE 類（A09）を除く）
B05	ニッケル及びその化合物（人体に触れる部分）
B06	フタル酸エステル類（DEHP（A52）、DBP（A53）、BBP（A54）、DIBP（A55）及び（B12）で指定されたフタル酸エステル類を除く）
B07	欠番
B08	欠番
B09	パーフルオロカーボン（略称：PFC 類）
B10	ハイドロフルオロカーボン（略称：HFC 類）
B11	六フッ化硫黄
B12	EU REACH 規則の SVHC（認可対象候補物質）（注 9）
B13	欠番
B14	米国 TSCA　PBT 規則（5 物質）（DecaBDE（A09）、及び PIP(3:1)（A56）を除く）（注 10）
B15	EU RoHS 指令　次期制限候補物質
B16	化審法　第一種特定化学物質　次期指定候補物質（注 11）（注 12）
B17	PFAS（パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称）（注 13）（注 14）
*BB1**	*ポリ塩化ビニル（略称：PVC）*

(*)東芝電池事業部独自の管理物質

（注 9）EU REACH 規則第 59 条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

（注 10）米国有害物質規制法（The Toxic Substances Control Act, TSCA）第 6 条（h）項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性（PBT）を有する 5 種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。現時点では米国以外を仕向地とすることが明確である製品に組み込まれる調達品については管理の対象外とします。

（注 11）POPs 条約対象物質における附属書 A（廃絶）及び附属書 B（制限）への掲載が決定した物質（群）を含む。なお、化審法第一種特定物質の対象に決定した時点でランク A へ移行する。

（注 12）対象物質は「クロルピリホス」、「中鎖塩素化パラフィン MCCP（炭素数 14～17 までのものであって塩素の含有量が全重量の 45％以上であるもの）」及び「長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及び LC-PFCA 関連物質」

（注 13）欧州化学品庁（ECHA）のパーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル物質（PFAS）の規制案にて定義された PFAS

（注 14） 米国有害物質規制法（The Toxic Substances Control Act, TSCA）第 8 条(a)(7)に基づき、40 CFR Part 705 § 705.3 の定義を満たす PFAS

※付属書資料 一覧

本グリーン調達ガイドラインに基づき、お取引先様にて活用していただく様式・別表は以下となっております。弊社 HP より、必要時に適時ご活用願います。※各書類の最新バージョンは HP (URL: https://www.global.toshiba/jp/products-solutions/battery/scib/env/green.html)にてご確認願います。

◆様式・別表一覧

略名称	様式・別表	ファイル形式/URL	備考
様式-1	環境関連物質含有情報調査報告書	Excel	
別表-1	改正RoHSの適用除外用途（付属書III：一般）	PDF	
別表-2	改正RoHSの適用除外用途（付属書IV：医療機器と監視制御機器のみ）	PDF	
別表-3	欧州REACH規則 高懸念物質（SVHC）一覧表	ECHA, European Chemicals Agency	
別表-4	使用済み車両に関する欧州議会と欧州連合理事会の指令 ELV指令 規制リスト	PDF	
別表-5	自動車業界が用いる化学物質リスト GADSL 一覧表	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	お取引様各社にてご入手ください
別表-6	ヨーロッパ鉄道産業連合が用いる化学物質リスト（Railway Industry Substance List）	European Rail Industry (UNIFE)	

※改訂記録表

本ガイドラインは、冒頭の「1. はじめに」に記載の通り、東芝グリーン調達ガイドラインをベースに、電池事業部版として作成しております。
改訂記録は、電池事業部版での制定を「1.1 版」とさせていただきます。
参照する東芝グリーン調達ガイドラインと電池事業部グリーン調達ガイドラインとの関連性を明確にするため、版数の小数点以下を東芝グリーン調達ガイドラインに合わせます。(例 東芝版 8.2 版改訂時、電池事業部版 2.2 版を発行)

尚、各付属書資料につきましては前述の通り、HP(URL: https://www.global.toshiba/jp/products-solutions/battery/scib/env/green.html)にて最新バージョンをご確認ください。

◆制定 ：2022 年 10 月 3 日

◆改訂 ： 以下表に記載

版数	制改訂年月日	改訂理由及び内容
1.1	2022.10.03	新規発行・配布 東芝グループグリーン調達ガイドライン 7.1 版を参照し制定
2.0	2023.07.04	東芝グループグリーン調達ガイドライン 8.0 版を参照し改訂
2.1	2023.09.15	東芝グループグリーン調達ガイドライン 8.1 版を参照し改訂
2.2	2024.02.27	東芝グループグリーン調達ガイドライン 8.2 版を参照し改訂
3.0	2024.11.27	東芝グループグリーン調達ガイドライン 9.0 版を参照し改訂
3.1	2025.03.25	東芝グループグリーン調達ガイドライン 9.1 版を参照し改訂
3.1a	2026.02.01	東芝グループグリーン調達ガイドライン別冊 東芝グループ環境関連物質リスト（2.1 版）を参照し改訂